

営業禁止処分の解除について

平成27年1月27日

記者発表資料

[概要]

平成27年1月18日(日)付けで、食中毒の原因施設として食品衛生法に基づく営業禁止の処分とした営業施設については、当該施設における再発防止措置が図られたことを確認したため、平成27年1月27日(火)をもって営業禁止の処分を解除した。

- 1 患者の状況(1月27日(火)午前10時現在)
 - ・発症日時 平成27年1月15日(木)午前3時～
 - ・患者数 21事業所 98名
(25事業所 285名の調査結果)
 - ・症状 下痢、吐き気、腹痛、嘔吐(入院患者なし)
- 2 処分施設 所在地 甲斐市
業種 飲食店営業
- 3 処分日
及び内容 平成27年 1月18日(日) 営業の禁止
- 4 解除日 平成27年 1月27日(火)

5 解除理由

病因物質が「ノロウイルス」と特定されていること。

喫食者の調査が概ね終了しており、発症状況が判明していること。

喫食者の調査の結果、原因と思われるメニューが推定され、従業員の調理状況、健康状態等の結果と併せたところ、今回のノロウイルスの汚染の原因がいくつか推定されたこと。

汚染原因に対する再発防止の対策を営業者が策定し、実施する体制となったこと。

その対策が有効であり、かつ、現場で実施可能であることを保健所が確認したこと。

従業員への衛生講習会を実施したこと。

6 原因食品

1月14日、15日に調理・提供された「仕出し弁当」

(参考) 山梨県の集団食中毒発生状況(平成27年1月27日現在)

	発生件数	患者数	死亡者数
本年	3件	119名	0名
平成26年	6件	141名	0名

(問い合わせ先)

福祉保健部 衛生薬務課
食品衛生・動物愛護担当
電話 055-223-1489(内線3457)